

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 染谷工務店	茨城県常総市水海道淵頭町 2982 番地	2-033282

注) 業者番号「2-」は、茨城県知事許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間                      平成24年11月19日 ～ 平成24年12月2日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲              茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

（株）染谷工務店（元請）外1社は、平成24年8月27日、茨城県企業局発注の増圧ポンプ場建築工事（常総市平町）において、安全管理の不適切により、既設塩ビ管の撤去及び掘削の作業中に下請事業者の作業員が重傷を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

### 問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課  
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)